

市会発議第4号

福知山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月27日

発議者	福知山市議会議員	足立 伸一
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	吉見 純男
〃	〃	高橋 正樹
〃	〃	塩見 聡
〃	〃	中嶋 守
〃	〃	イシワタ マリ
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 田渕 裕二 様

(別紙)

福知山市議会委員会条例の一部を改正する条例

福知山市議会委員会条例（昭和 32 年福知山市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号ア中「市長公室、財務部、市民総務部」を「市長直轄組織、市長公室、総務部、市民生活部」に改め、同項第 2 号ア中「福祉保健部」を「健康福祉部、こども家庭部」に改め、同項第 3 号ア中「地域振興部、産業政策部」を「産業部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。